

Q13 進路の決定はどのような基準に基づいて決めるのですか。

これまで、進路の決定基準に関しては、法律上定められた障害の種類・程度による基準や文部省通達があり、これらの基準にもとづいて市町村教育委員会の就学指導委員会が就学先を判断し教育委員会が就学先を指定していました。

しかし、2000年4月から、就学に関する事務が国の機関委任事務から地方自治事務に変更されたため文部省通達による基準は失効し、現在では個々の知的障害児や保護者の希望・実情をふまえたうえで就学相談を行い、進路の決定がなされているようです。

その際考慮される要素としては、本人や保護者の希望のほか、本人の成育歴、発達上の問題点や課題、カリキュラム・教育環境（通学条件、施設・設備）などが考えられます。

ただ、一方的に教育委員会が機械的なふりわけにもとづいて学校指定を行うことや親に対して強権的に指定に従うよう要求してくる例も皆無ではないようです。その際、保護者の就学希望を明示した内容証明郵便を教育長宛に郵送したり、教育長交渉を早期に持つことが適切な場合もあります。

就学相談の過程で、本人・保護者と教育委員会との間で合意が得られることが望ましいのですが、もし就学通知の内容に異議がある場合には行政不服審査請求を申し立てることができます。

また、一旦教育委員会の指定に従って就学させた場合でも、途中転入、転出も行われており、障害児学級と通常の学級との措置替えも可能です。必要な場合には、措置替えを要求することも考えられます。

実際に、就学先の振り分けをめぐる裁判で争われた例もあります。公立中学校に入学した肢体不自由の生徒が、学校長の判断で「特殊学級」に属させた入級処分の取消を求めましたが、裁判所は、公教育において教育内容の決定権は国、教育委員会にあり、子どもや保護者は教育内容や方法について反射的利益を得るという法的地位しかないとしました（旭川地裁平成5年10月26日判決、札幌高裁平成6年5月24日判決）。しかし、国連の子どもの権利条約などで子どもの権利主体性を承認する方向が明確に打ち出され、障害のある子どもの教育についても統合された教育での教育の保障が基本的な潮流となってきた現状では、教育をめぐる規範内容は大きく変容しているといえます。現在でもこの判断内容が妥当なものか否かは大いに議論のあるところです。

参考文献

* 大阪障害児教育センター編集委員会・編「障害児教育Q&A」22～26頁

* 全国障害者問題研究会「障害者問題一問一答」65～68頁